



札幌のものづくりを、札幌のブランドに。

平成30年度

札幌スタイル認証 申請要領(更新)

申請期間 平成30年7月30日(月)～平成30年8月31日(金)

札幌スタイルとは

「札幌スタイル」は、平成16年に誕生した、札幌発の地域ブランドです。

札幌の風土を暮らしの中にかししながら、生活や気持ちをもっと札幌の風土を暮らしの中に活かしながら、生活や気持ちをもっと豊かにする楽しさ、温かさ、面白さ、新しさ、美しさを持った製品を発掘し、「札幌スタイル」製品として認証する制度です。

申請

(1) 申請資格

次のいずれにも該当すること

- ◇ 札幌市内に拠点となる事業所を有し、企画、開発、製造、販売のいずれかを行う企業等
- ◇ 札幌スタイルの理念※に共感し、ともに成長しようとする意欲のある企業等

※ 札幌スタイル・ブランドコンセプトシート他を参照のこと

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/concept.html> からダウンロード可能

(2) 対象製品

更新認証の対象となる製品は、既に認証されている製品又は製品ブランド※であり、認証期間が平成30年12月31日までのものです。

また、新規認証と同様、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ◇ 申請する企業等を含め、札幌市内の企業等が企画、販売を行う製品(1点ものや個数限定品、食品及び不動産等は除く。)
- ◇ 既に販売している製品(認証開始までに販売開始する製品も含む)
- ◇ 他人の著作権・産業財産権の権利を侵害していない製品

※1 製品ブランド: 共通の製品コンセプトを有する複数の派生製品群(シリーズ商品やバリエーションなど)

例)「フロストピラー」「フロストフラワー」「氷の蝶」という形状の異なる3種類のキャンドルを、「雪と氷のキャンドルシリーズ」という製品ブランドとして認証している。

(3)申請方法

以下のものを下記送付先まで送付または持参してください。

- ア 申請書【1部】
- イ 申請製品のカタログまたは製品の形状がわかる写真
(A4サイズ以内、カラーコピーも可)【13部】
- ウ 製品現品【1点※】

- ※ パッケージ、説明書、タグなど、実際に流通する仕様で提出してください。
- ※ サイズが段ボール1箱程度を越える場合は、事前に下記送付先までご連絡ください。
- ※ 製品受領後、ただちに送付物の内容を確認いたしますが、複数点の提出になる場合には、送付物の詳細を記した納品書等の書面を添付してください。
- ※ 審査にあたっては、開封して確認や試用いたします。返却品については、使用後の状態で返却となる場合もありますので予めご了承ください。

(申請書等送付先)

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀別館ビル6階
株式会社道銀地域総合研究所 担当 廣瀬・高橋 TEL 011-233-3562

(申請書等ダウンロード)

申請要領・申請書は本市のホームページからダウンロードできます
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/cer/information2018.html>

(4)申請期間

平成30年7月30日(月)～平成30年8月31日(金) 17時まで

審査

(1)審査方法

「札幌スタイル認証」は、札幌市が条例に基づき設置する附属機関である「札幌スタイル認証委員会」が、「審査要領」に基づき公正に審査します。

審査は、原則として提出のあった申請書、製品現品による審査を行います。必要に応じて申請者へのヒアリングも行います。審査の日程及び審査員、審査項目は以下のとおりです。

(2)審査日程

平成30年10月下旬予定

(3)審査委員会審査員 ※ ◎は委員長

氏名	所属
◎福田 大年	札幌市立大学デザイン学部講師
細谷 多聞	札幌市立大学デザイン学部長／教授
高橋 恵	株式会社D&C代表
和田 幸雄	大丸藤井セントラル株式会社 専門フロア課 課長
松原 亮子	office MATSUBARA 代表
佐々木 信	有限会社 3KG 代表
附柴 裕之	札幌スタイル機構代表 / 株式会社 Savon de Siesta 取締役会長

(4) 審査項目

◇「製品」評価

機能性、意匠性、品質、独創性など、製品そのものの完成度を評価します。

◇「ストーリー性」評価

製品の背景やコンセプトなど、札幌スタイルとして発信する場合の製品のストーリー性を評価します。

◇「商品」評価

価格・販路やターゲットとの適合性、生産性、安心・安全への配慮など、商品としての取り扱いやすさを総合的に評価します。

◇「意欲」評価

生産力強化や販路開拓、札幌スタイルPRに資する活動全般への意欲を総合的に評価します。

認 証

原則として、審査から3週間程度を目処に、書面にて審査結果をお知らせします。外部への公表及び認証授与式は(1)の日程で行うことを予定しています。

また認証期間は(2)のとおりで、期間経過後認証を継続する場合は、更新審査を受ける必要があります。

(1) 認証授与式日程(予定)

平成30年12月中旬 ※ 認証書の手交は新規認証を中心に行います。

(2) 認証期間

新規認証年度が平成24年度以前の場合、2019年1月1日～2023年12月31日

新規認証年度が平成25年度以降の場合、2019年1月1日～2021年12月31日

認証取り消し

次のいずれかに該当する製品は、認証を取り消すことがあります。

- ◇ 他人の著作権・産業財産権の権利を侵害していることが明らかとなったとき。
- ◇ 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したとき。
- ◇ 札幌市が実施する認証製品に関する調査の指示に従わないとき。
- ◇ その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

札幌スタイルのサポートメニュー

札幌市では、以下のサポートを行っております。

- ◇ **札幌スタイル認証製品カタログ制作**
認証製品を掲載した、日本語・英語・中国語のカタログを制作・配布しています。
- ◇ **札幌スタイルショーケース展示**
地下鉄東西線大通コンコースにあるショーケースを各社で展示するチャンスがあります。
- ◇ **札幌スタイルショップでの販売**
掛率、価格、ロットなどの条件をクリアし、販売を希望する新規認証製品は1年間札幌スタイルショップでのテスト販売が可能です。2年目以降については売上等の条件により継続も可能です。
- ◇ **映画やドラマでのPR(プロダクトプレイスメント)**
札幌市が誘致している、ドラマや映画等で認証製品を活用してもらっています。
- ◇ **各種プレスリリース**
札幌スタイルのイベント等を適宜報道機関へ提供しています。

札幌スタイル認証後について

認証製品のプロモーションや販売イベント、販路拡大等の取組については、認証製品を持つ企業等と札幌市で構成する任意団体「札幌スタイル機構」が自主的に行っています。

新たに認証製品を持つことになった企業等には、「札幌スタイル機構」に加入していただき、札幌スタイル全体の取組について、活動いただいています。

札幌スタイル機構の主な取組

- ◇ カタログ等の PR 媒体制作への協力(校正、写真の提供など)
- ◇ 札幌スタイル公式ホームページ^(※)の運営や SNS 等による情報発信
- ◇ 札幌スタイルと観光の情報を掲載した街歩き用ガイドマップ「札幌スタイルマップ」の発行
- ◇ 展示会やプロモーション活動等、イベントの企画・運営^(※)
- ◇ 販売イベント等企画・運営^(※)

(平成 29 年度おもな実施内容)

実施日	イベント名	会場	参加企業数
H29 年 10 月 25～30 日	札幌スタイル展	paseo テルミヌス広場	13 社
H30 年 2 月 5～12 日	さっぽろ雪まつり	大通5丁目会場	12 社
H30 年 3 月 7～13 日	札幌スタイル素敵な暮らし展	大丸札幌店	16 社

その他、数社の連携企画としてホテルでの展示販売会等が開催されました。

(※)札幌スタイル公式ホームページ運営維持に関する費用(平成 29 年度は年会費 1 万円程度。変更の可能性あり)や、各種催事等の参加に応じた負担(例:販売ブース設営料、イベントチラシ作成など)があります。詳細は、札幌スタイル機構までお問合せください。

【連絡先】札幌スタイル機構事務局(担当:廣瀬)TEL 090-1387-8085



(問い合わせ)

TEL:011-211-2362 E-mail: sapporo-style@city.sapporo.jp

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局産業振興部 立地促進・ものづくり産業課